

# 協同組織金融機関のあり方について



---

平成20年6月20日

公認会計士 秋山 正明(新日本監査法人)

公認会計士 寺山 昌文(新日本監査法人)



# 目 次

---

|                |    |
|----------------|----|
| ■ 協同組織金融機関の理念  | 1  |
| ■ 銀行との相違       | 2  |
| ■ ガバナンスの状況     |    |
| ・総会・総代会        | 3  |
| ・理事会           | 4  |
| ・監事            | 5  |
| ・員外監事          | 6  |
| ■ ガバナンスの強化     |    |
| ・問題点           | 7  |
| ・対応            | 8  |
| ①監事会制度         | 9  |
| ②半期決算開示制度      | 10 |
| ③外部監査の導入要件の見直し | 12 |



## 協同組織金融機関の理念

---

- 相互扶助の精神を理念とした金融機関

特性：①中小企業専門性

②地域性

③協同組織性

- 地域社会と運命共同体ということとは？

地縁・人縁

経済合理性



# 銀行との相違

---

- 銀行：  
利益追及による企業価値最大化を目的とする株式会社形態の金融機関
  - ・会社法の適用
  - ・資本的結合の組織体で多様な株主が参加。株主総会は活性化（物言う株主）。
  - ・1株につき1個の議決権
- 信金・信組：  
営利を目的とせず会員・組合員を構成員とする協同組織形態の金融機関。  
相互扶助の精神で地域経済社会に貢献することを最大の理念とする。
  - ・会社法とは異なる法律（信金法、協金法）を有し、税務上は軽減税率が適用されている。
  - ・総（代）会は株主総会に相当。
  - ・出資者である会員・組合員は1人1個の議決権

（特徴）

  - ・業務内容は銀行と同じだが、銀行に比べると、協同組織としての特性から外部からの牽制は強いとは言えない。
  - ・営業地域に制限がある。中小企業専門。
  - ・相互扶助の理念の下で企業価値向上よりも地域経済貢献への志向が強く、ディスクロージャー誌にもその傾向が強く見られる。



# ガバナンスの状況～総会・総代会

---

## (1) 総会・総代会

- 総代会制度は協同組織金融機関の特性をよく反映している。
  - ・総代会は経営の重要事項を決議する最高の意思決定機関
  - ・総代会の真の活性化がガバナンスを強化するための一つの理想であり、それにより協同組織金融機関の地域における信頼感を高めることにつながる。
- 総代の意見は地域の意見
  - ・総代は地区の名士が多く人的関係が重視される。
  - ・経営に如何に反映させるかが重要
  - ・総代の若返り・・・
    - 若手経営者の声を取り込む



# ガバナンスの状況～理事会

---

## (2) 理事会

### 基本的機能:

金庫・組合の業務執行の決定や理事の職務の執行を監督

・理事の定数 : 信用金庫:5人以上(3分の2以上は員内)

信用組合:3人以上(3分の2以上は員内)

銀行(取締役会設置会社):3人以上

・理事の人数 : 規模にもよるが、6名～10名ぐらいが多い

・理事長の在任年数 : 5年前後が多いと思われるが、7年以上の長期在任も比較的多く見られる。

・理事会の構成 : 員外理事を選任しているケースは少ない。

## ガバナンスの状況～監事

| 信用金庫  | 信用組合   | 銀行(監査役会設置会社)   |
|---|--|--|
| <p>定数:2人以上<br/>員外監事:1人以上<br/>(預金等総額50億円以上のみ)</p> <p>&lt;特定金庫&gt;<br/>員外監事1人以上</p> <p>常勤監事1人以上</p> | <p>定数:2人以上<br/>員外監事:1人以上<br/>(預金等総額50億円以上かつ員外預金比率10%以上のみ)</p> <p>&lt;特定信用組合&gt;<br/>員外監事1人以上</p> <p>常勤監事1人以上</p> | <p>定数:3人以上</p> <p>社外監査役:<br/>監査役の半数以上<br/>常勤監査役を選定</p> |



# ガバナンスの状況～員外監事

- 員外監事

一定規模以上の信金・信組はその公共性の大きさから、外部から経営をチェックするため員外監事の登用が義務付けられている。

- ・ 信金:預金量総額50億円
- ・ 信組:預金量総額50億円かつ員外預金比率10%以上

実務の面においても、税理士等の有資格者が比較的多く登用されている。

## ☆員外監事の要件

- ・当該金庫あるいは組合の会員あるいは組合員でない者  
(会員あるいは組合員が法人である場合、当該法人の役員若しくは使用人でない者)
- ・就任前5年間、当該金庫あるいは組合の理事あるいは使用人またはその子会社の役員あるいは使用人でなかった者





## ガバナンスの強化～問題点

---

- 最近の協同組織金融機関（信金・信組）の破綻事例に見るガバナンスの問題点
  - ① 理事長の独断専行的な経営
  - ② リスク管理態勢に対する不十分な認識



## ガバナンスの強化～対応

---

- ガバナンスの強化について・・・対応
  - ① 監事会制度の選択的導入
  - ② 半期決算開示制度  
半期決算開示制度導入によるタイムリーな情報開示の徹底
  - ③ 外部監査要件の見直し



## ガバナンスの強化 ①監事会制度の選択的導入

### ■ 監事制度について

信金・信組は会社法の機関設計と比較すると監査役設置会社を強化した形での監事制度となっているが、監事の責任の重要性及びガバナンスの観点から合議制としての監事会制度の選択的導入を提唱したい。

- ・監事一人が監査をするのに比べ、監事会監査は役割分担が可能となり、より専門性が発揮でき、監事監査の効率性・有効性が高まる。
- ・定款の定めにより任意に監事会を設置できるようにする(会社法326②の準用)。

なお、実務上は監事会制度を導入している信金・信組が多い。



## ガバナンスの強化 ②半期決算開示制度 I

- 半期決算開示制度を導入すべき背景
    - ①財務内容のタイムリーかつ適切な開示が要求される。  
時価会計の適用  
EX. 特に仕組債等のデリバティブによる多額な損失の発生等、経営に重大な影響を与えるような事象のタイムリーな開示
    - ②銀行では今期より四半期開示が導入  
銀行は従来どおり半期決算・開示を実施している。
- 協同組織金融機関においても半期決算開示制度の統一したルールが必要。



## ガバナンスの強化 ②半期決算開示制度 II

---

- **半期決算開示制度の導入におけるメリット**
  - ・債権管理等、リスク管理の向上に資することができる。
  - ・タイムリーな情報の提供に役立つ
  
- **半期決算開示制度の導入におけるデメリット**
  - ・開示のための作業量が増加する  
半期決算開示制度の導入により、決算作業等にかかる作業負担が増加する。



## ガバナンスの強化 ③外部監査の導入要件の見直し I

### ■ 外部監査の導入(H9年度より)

導入当初は、預金等総額5,000億円(信用組合は、さらに員外預金比率15%以上)以上が対象であったが、順次拡大が図られ、現在は

#### ①信用金庫

預金等総額が200億円以上(現在すべての信用金庫が該当)

#### ②信用組合

預金等総額が200億円以上、かつ、員外預金比率10%以上がそれぞれにおける外部監査導入の要件となっている。

員外預金を有する金融機関においては預金者保護の観点より、外部監査を積極的に導入することが望ましい。



## ガバナンスの強化 ③外部監査の導入要件の見直し Ⅱ

- メリット

財務報告をはじめ、業務にかかる内部統制のレベルを向上させることができ、財務内容の信頼性を確保できる。

- デメリット

監査対応等にかかる作業及び監査にかかるコストの負担が増加する。